

いわゆる「谷間世代」に対する是正措置を改めて求めるとともに
本年度の修習資金返還の一律猶予を求める会長声明

1 裁判官、検察官、弁護士は、司法作用を司り又はこれに携わる者として法曹と称されるところ、司法試験合格後、この法曹資格取得のため法律上義務付けられた司法修習においては、戦後60年以上にわたって給費制がとられ、司法修習生には国家公務員一種採用者と同等額の給与（本俸及び各種手当）が支給されてきた。

しかし2011年に給費制は廃止され、第65期から第70期までのいわゆる「谷間世代」の司法修習生合計約1万1000人（全法曹の約4分の1に相当）は、修習専念義務によつて兼業・兼職が原則禁止されながら、約1年もの間全くの無給で司法修習生活を送ることを余儀なくされることとなった。同時に生活に困る者に対しては修習資金の貸与という形で借金させる制度が採用され、「谷間世代」の約7割の司法修習生が修習資金の貸与を受け、1人当たりの平均貸与額は約300万円にのぼる。

2017年の裁判所法改正により「修習給付金」制度が創設され、同年11月採用の司法修習生（第71期）から一定の給付金が支給されることとなった。修習給付金は従前の給与と比較すると低額ではあるが、司法修習生当事者や法曹界内外の切実な声の高まりを受け給費制廃止の不当性、不合理性が見直された結果であり、大きな前進である。

しかしこれにより、「谷間世代」だけ重い経済的負担が課せられたままという不公平・不平等な事態が改めて浮き彫りとなっている。

2 司法には、三権の一翼として法の支配を実現し、国民・市民の権利を守るとともに、「憲法の番人」として立法、行政を監督すべき責務がある。この司法の担い手である法曹は法治国家において不可欠な役割を担っており、その使命は重い。

当会は、司法制度という国の社会的インフラを担う法曹の養成は国が責任を持って公費で行うべきであるとして、司法修習生への給付型の経済的支援を求め続け、「谷間世代」についても一律給付などの方法により不公平・不平等な状態を是正する措置を講じることを求めてきた。

この点、2019年5月30日の給費制廃止違憲訴訟の名古屋高等裁判所控訴審判決においても、付言として、「例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではないかと感じられる」と記され、立法による一律給付等の事後的措置への期待が述べられているところである。

3 本年においては、新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う緊急事態宣言の発令という未曾有の事態により、市民生活に様々な形で深刻な影響が生じている。当会は、会館を閉鎖することなく業務を継続し、日弁連が開設した統一ダイヤルによるコールバック方式の無料電話法律相談体制にも協力し、国民・市民の権利や生活を守るため、「谷間世代」を含む多くの若手会員が、会務や日常業務を通じて、司法の担い手としてその職責を果たすべく奮闘している。

他方で、緊急事態宣言発令後、裁判期日がほぼ一斉に取り消され、法テラス等の面談相談が中止になるなど、新規の法律相談や事件受任、継続案件の解決が減少し、収入減少による事務所経営への不安の声も寄せられている。

4 そうした中で、「谷間世代」のうち第65期から第67期までの元司法修習生で、修習資金の貸与を受けた者につき、本年度分の返還期限が7月27日に迫っている。

新型コロナウイルス感染拡大という状況下で、修習資金の返還が足枷となり、「谷間世代」の若手会員の社会的、公益的な活動が阻害されるようなことがあってはならない。

5 そこで、当会は、国に対し、改めて「谷間世代」の不公平・不平等な事態を是正する措置を講じるよう求めるとともに、本年の新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態を受けて、当面修習資金返還の一律猶予を実施するよう求める。

2020年（令和2年）7月22日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁子

